

## 65 林業公社に対する支援制度の拡充について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

林業公社の木材取扱量は本県で最も多く、林業公社の経営健全化を図ることが林業・木材産業全体の発展につながるため、以下の支援を行うこと

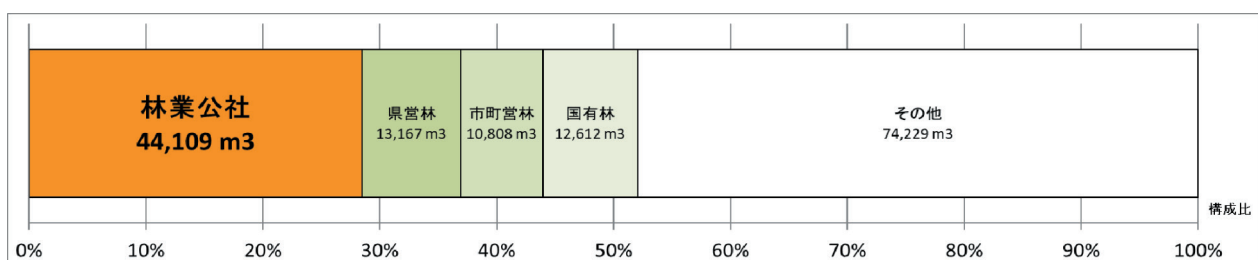
- 1 日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
  - (1) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
  - (2) 利用間伐推進資金の継続と貸付条件の緩和及び償還円滑化のための資金に対する国による利子補給制度を創設すること
- 2 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
  - (1) 現行の特別交付税措置を継続するとともに措置率を引き上げること
  - (2) 起債要件を緩和し、県の無利子貸付金を起債制度の対象とすること

### 【本県の現状・課題等】

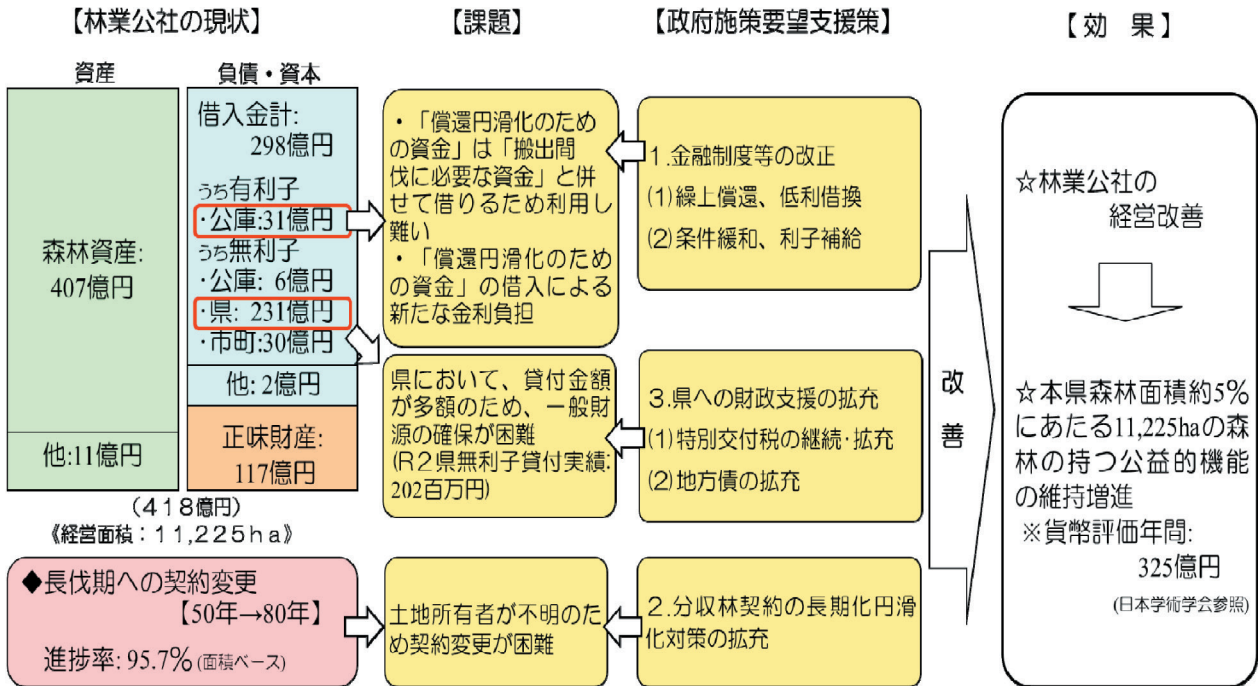
- 1 日本政策金融公庫からの融資残  
公庫からの高金利（最高利率 6.5%）の借入金が現在も多く残っており、その金利負担が経営を圧迫している中、長期経営計画において計画的に活用することとしている「利用間伐推進資金」が令和4年度で終了予定である。  
また「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、円滑な資金活用の支障となっている。
- 2 分収林契約変更の円滑化対策  
長伐期施業への移行を推進しているが、消息不明の土地所有者が存在するため、分収林契約の期間延長に係る相続登記手続き等が非常に困難な状況となっている。
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援  
県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、今後も継続するとともに措置率の引上げが必要である。  
また、「林業公社に係る転貸債の取扱いについて」（総務省）によると、本県の無利子貸付金は起債の対象とならないことから、起債要件の緩和が必要である。

### <県の木材生産の中心を担う林業公社>

（令和2年度長崎県の組織別木材生産：総計154,925m<sup>3</sup>）



○ 林業公社の現状と支援策



○ 林業公社の日本政策金融公庫資金借入状況

借入利率区分	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	1%未満	無利子	
	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満			
借入金額 (千円)	12,979	37,471	40,586	209,519	516,901	1,930,282	329,500	657,299	
	累計額(千円)	12,979	50,450	91,036	300,555	817,456	2,747,738	3,077,238	3,734,537
	累計割合	0.3%	1.4%	2.4%	8.0%	21.9%	73.6%	82.4%	100.0%
利息金額 (千円)	3,242	11,042	11,485	58,390	99,060	260,498	4,102	0	
	累計額(千円)	3,242	14,284	25,769	84,159	183,219	443,717	447,819	447,819
	累計割合	0.7%	3.2%	5.8%	18.8%	40.9%	99.1%	100.0%	100.0%

※ 利息金額は、集計時点以降、借入金額(元金)を完済するまでに発生する利息の総額である。

令和3年5月31日現在

**【提案・要望実現の効果】**

(項目1・2)

金利負担軽減、分収林契約変更の円滑化等の支援により経営改善を図ることが期待される。

(項目3)

林業公社の行う森林の造成等は、森林所有者による森林の整備が困難な地域において分収林契約により森林整備を推進し、木材の安定供給にとどまらず、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など森林の公益的機能発揮の維持増進を行うものであり、林業公社の経営支援によりその促進が図られる。

## 66 雲仙砂防管理センター及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

### 【提案・要望】

- 1 令和3年4月に新設された雲仙砂防管理センターにおいて、水無川砂防設備の直轄管理を機動的に実施するための体制や機能の充実を図り、雲仙普賢岳山麓から発生する土石流及び山頂に存在する溶岩ドーム崩壊に対する「防災・減災」機能の強化を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと関係機関との連携した火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

### 【本県の現状・課題等】

＜雲仙砂防管理センター（令和3年4月新設）の充実強化について＞

雲仙直轄砂防事業は令和2年度で完了し、令和3年度から直轄砂防管理に完全移行したところであるが、依然として山麓に1億7千万m<sup>3</sup>の火砕流堆積物、山頂に約1億m<sup>3</sup>の不安定な溶岩ドームが存在し、大規模土石流の発生や溶岩ドーム崩壊のリスクがある。

地域の安全・安心を確保するには、常に砂防設備の適切な機能が保持されることに加え、緊急時に国、県、市及び関係機関が密接に連携して即応した防災対応を図る必要があるため、国による砂防設備管理における流域監視情報の提供、技術支援、及び緊急事態対応も想定した監視、巡視を機動的に実施する体制の充実など、「防災・減災」機能を強化していくことが不可欠である。

＜九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について＞

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

平成28年4月の熊本地震により、地域住民の不安定な溶岩ドーム崩壊の危険性に対する不安は増しており、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を関係機関が連携して、監視・観測・研究していく体制が必要不可欠である。

（本県の取組）

雲仙直轄砂防事業で整備された、水無川、中尾川及び湯江川の砂防設備のうち、令和元年度に完了し、警戒区域の設定がない中尾川、湯江川の砂防設備は、本県で令和2年度より管理しているところである。

また、火山防災や溶岩ドーム崩壊による警戒避難体制等のソフト対策は、県、市及び地域が一体となり、雲仙岳火山防災協議会での検討を推進していく。



<雲仙砂防管理センターの充実強化>



<九州大学地震火山観測研究センターの充実強化>



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

水無川における砂防設備の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実強化を図ることで、大規模土石流や溶岩ドーム崩壊のリスクに対し、地域の人々が安全で安心な暮らしを営むことができる。

(項目2)

九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関として重要な役割を担っており、地域の安全、安心に貢献するとともに、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要な機関である。

「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。

## 67 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

まちづくり事業を推進し、災害に強く安全安心で強靱な県土づくりに必要な予算を確保すること

- 1 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <斜面市街地・低利用地の整備>

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進

本県の多くの地域で形成された斜面市街地では、老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えている。

限られた平地部分では、無秩序な市街化の進展や老朽化した低層の商業施設等が密集しており、効率的な土地利用がなされていないため、市街地の効率的な整備が必要である。

土地区画整理事業は、令和2年度以降数年間は大規模な一括発注を行う高田南地区など、県内市町の事業が集中しており、予算確保が課題である。

#### <公営住宅ストックの改善>

公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

本県の公営住宅は昭和40年代から50年代の建設ストックが多く、これらの住宅は経年劣化や現代の住生活ニーズの変化に対応できていないことにより、良質な住環境とは言い難い状況にある。

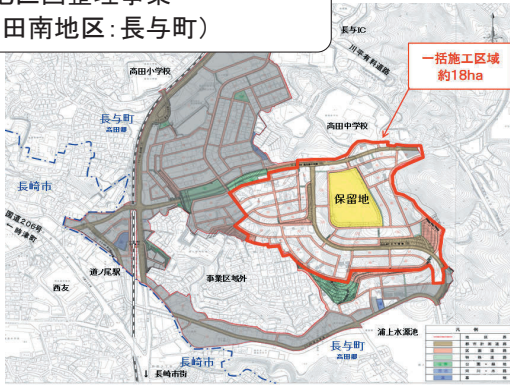
低所得者層が安定した生活を営むためには、良質な住宅ストックへの更新及び改善を行い、良好な住環境を形成する必要がある。

県や各市町の公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県や市町営住宅の役割分担を勘案し、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めるための予算確保や脱炭素社会実現のためのZEH仕様への対応等の予算確保が課題である。





土地区画整理事業  
(高田南地区:長与町)

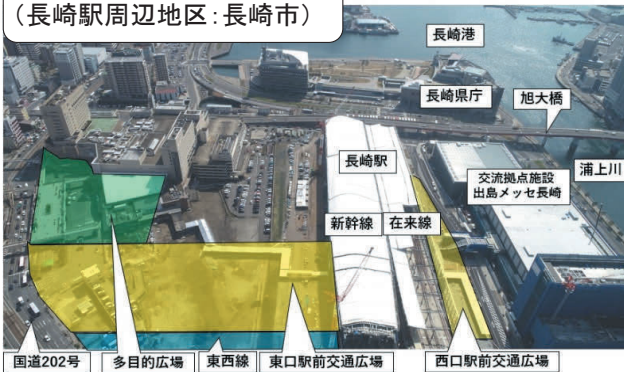


優良建築物等整備事業  
(長崎スタジアムシティ:長崎市)



観客席間隔を広げるなどのコロナ対策

土地区画整理事業  
(長崎駅周辺地区:長崎市)



公営住宅整備事業  
(西諫早団地建替事業:県)



Society 5.0への対応も検討

## 【提案・要望実現の効果】

### (項目 1)

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進

- 土地区画整理事業は、5地区(長崎駅周辺地区、新大村駅周辺地区、高田南地区、時津中央第2地区、西ノ原地区)の整備が行われており、道路等の公共施設の整備改善や宅地の利用促進が図られる。特に、高田南は、残工事を5年間の一括施工により整備するため、公共施設の整備改善や土地の利用促進が速やかに図られる。
- 住宅市街地総合整備事業は、長崎市及び佐世保市で10地区の整備が行われており、斜面密集市街地における公共施設の整備等により、防災性及び利便性の向上、住環境の改善が図られ、地区の定住が促進される。

長崎市(江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区)

佐世保市(戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区)

- 住宅・建築物安全ストック形成事業は、県内全21市町が実施しており、地震による被害軽減と安全な住まいづくり、まちづくりが推進される。
- 市街地再開発事業は、2地区(浜町地区(長崎市)、栄・湊地区(佐世保市))で事業化の検討が進んでおり、事業の実現により中心市街地の活性化が図られる。
- 民間事業者が進めるサッカー専用スタジアムを中核とした複合施設の整備は、優良建築物等整備事業での支援で、地域の賑わいの拠点としての機能や地域の防災機能の更なる向上が図られる。

### (項目 2)

公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 住宅の耐震化やZEH化、断熱化、高齢者対応等を図ることにより、安全安心で良質な住環境が整備され、低額所得者の居住の安定確保が図られる。

県(構想) 2カ所(西諫早団地建替事業、川口アパート建替事業)

# 68 義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障について

【文部科学省】

## 【提案・要望】

義務教育に係る少人数による指導体制の計画的な整備の着実な実施と特別支援学級の学級編制引き下げを含めた、さらなる定数改善を図るとともに、確実に必要な財源を確保すること

- 1 学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に取り組むとともに、実効性のある働き方改革を推進するためにも、加配定数の削減によらない小学校の35人学級編制の計画的な整備及び中学校への少人数学級編制の拡充、特別支援学級の編制基準の引き下げを図ること  
また、地域の実情をふまえた個別の教育課題に柔軟に対応できるよう国の加配定数の充実・確保を図ること
- 2 教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により財源を確保すること

## 【本県の現状・課題等】

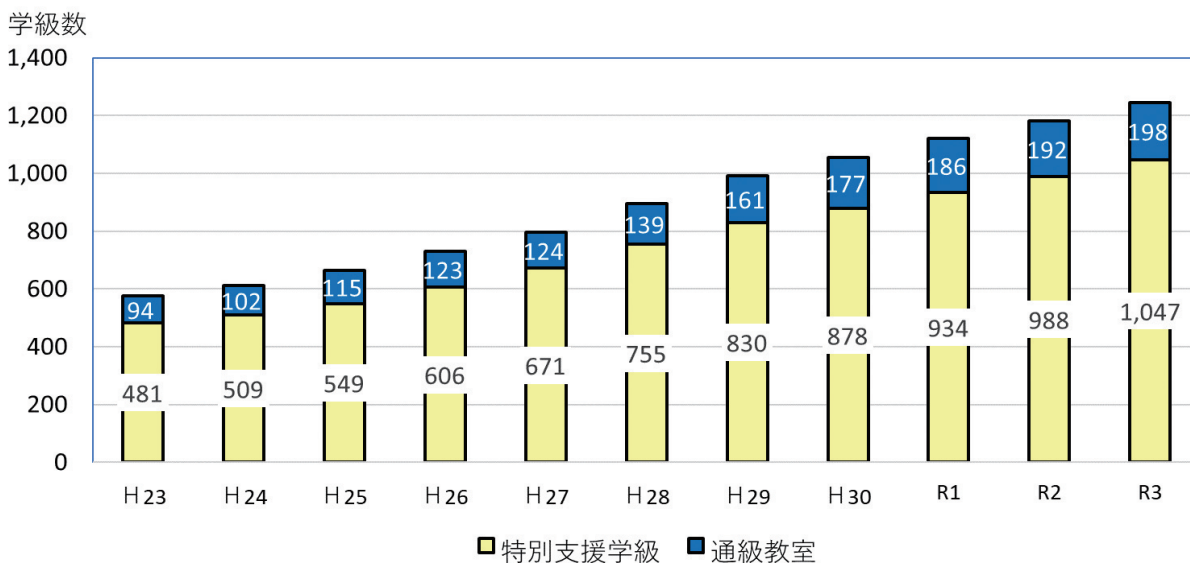
- 1 国においては、少人数による指導体制の計画的な整備のため、令和3年度から義務標準法を改正し、小学校の学級編制の標準を35人に計画的に引き下げ、小学校2年生から必要な教職員定数を措置している。  
本県は、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、ますます多様化・複雑化する教育課題に対応するため、国の加配定数を活用して国の標準より少ない人数で学級編制を実施している。  
さらなる質の高い教育を提供するために、引き続き、少人数学級編制を実施するとともに、中学校における少人数学級編制の拡充が必要である。  
また、特別な支援を要する子どもが増え、特別支援学級数及び通級指導教室数が増加しており、学級においては、多学年にわたる児童生徒に対する指導や障害の程度に応じた適切な支援が困難な状況にあることから、特別支援学級編制基準の引き下げが必要である。  
さらに、いじめや不登校など個別の教育課題に対応するために、指導工夫改善など指導体制の充実を図る各種加配の充実・確保が必要である。
- 2 国による義務教育費国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた財源措置により、離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3割を占める本県においても、国が保障する一定の教育水準の確保が保たれている。

○国と本県の学級編制基準の比較

	小 学 校						中 学 校		
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	1 学年	2 学年	3 学年
長崎県	30人 (H18～)	35人 (H19～)	40人	40人	40人	35人 (H18～)	35人 (H18～)	40人	40人
	標準法改正		35人 (R4～)	35人 (R5～)	35人 (R6～)				
国	35人 (H23～)	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人
	標準法改正		35人 (R3～)	35人 (R4～)	35人 (R5～)	35人 (R6～)			

( ) : 開始年度 黄色部分: 長崎県の少人数学級編制 (国の加配定数を活用して実施)

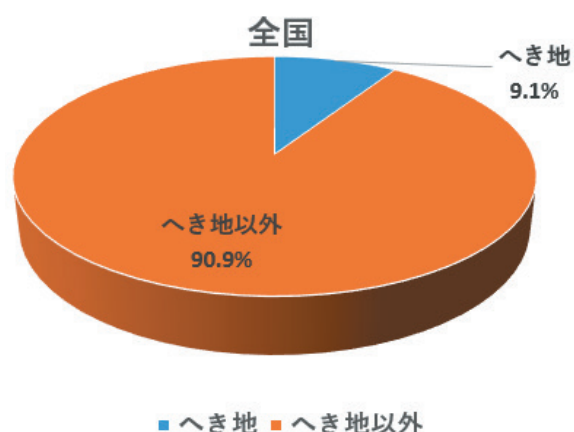
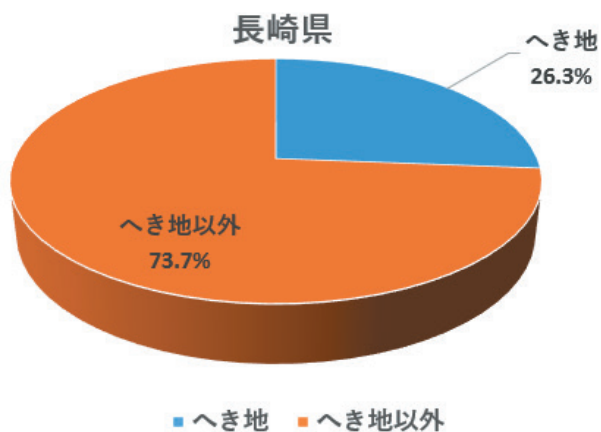
○本県の特別支援学級数及び通級指導教室数の推移



○へき地学校数の割合（令和3年度）

【小中学校数】

	全体	へき地	へき地以外	へき地割合
長崎県	487	128	359	26.3%
全国	28,409	2,575	25,834	9.1%



【提案・要望実現の効果】

- 加配定数の削減によらない少人数学級編制の計画的な整備と、それに伴う定数改善により、教職員を計画的に採用・配置し、子どもたち一人ひとりに行き届いた質の高い教育を推進することができる。
- 特別支援学級の編制基準の引き下げにより、個々の児童生徒の特性に応じた指導を行うことができる。
- 国の加配定数の充実により、児童生徒が個別に抱える教育課題に柔軟に対応するとともに、学校の働き方改革を進めることができる。



## 69 学校のニーズに応じた専門スタッフや多様な外部人材の配置推進にかかる財政支援の充実等について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

多様化・複雑化する学校の諸課題に対応し、「チームとしての学校」による協働的・組織的な取組を推進するため、学校における専門スタッフや外部人材の配置促進に向けた以下の施策を講じること

- 1 深刻化・重層化している、いじめ・暴力行為など児童生徒の問題や不登校などの諸課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実に向けた財政支援の拡充を図ること
- 2 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨等を踏まえ、全ての児童生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、医療的ケア看護職員の配置に必要な財源を十分に確保すること
- 3 発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、特別支援教育支援員のさらなる配置充実のための財政支援を行うこと
- 4 学校の働き方改革を推進するため、部活動における教職員の負担軽減に効果的な部活動指導員の配置促進に向け、5年としている補助期限を撤廃するなど県・市町が安定的に配置できるよう制度の一層の充実を図ること

さらに、高度な専門的知識・技術が求められるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び医療的ケア看護職員については、離島や過疎地域においても専門性の高い人材を安定的に確保できるよう、定数として措置すること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 本県では、暴力行為など児童生徒の問題行動や不登校などの諸課題は依然増加傾向にある。  
一方で、問題等の未然防止や課題解決に向けた取組の中核となるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、厳しい財政状況の中、1校あたりの配置時間が限られるなど、十分な配置ができていない。  
さらに、勤務環境等を整えることが難しいことから、優秀な人材が他の機関等へ流出するなど人材確保が課題となっている。
- 2 医療的ケアが必要な児童生徒数は増加傾向にあり、本県においても医療的ケア看護職員の配置を拡充し、安全・安心な学校生活の確保を図ってきている。  
今後は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨等を踏まえ、より高度な医療的ケアを行う体制の整備が求められており、離島や過疎地域を多く抱える本県においては専門性の高い人材を安定的に確保していくことが課題となっている。
- 3 通常の学級で学ぶ特別な配慮が必要な児童生徒の、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置は毎年拡充されているものの、その必要性は年々高まってきており、児童生徒のニーズに応じた十分な配置ができていない状況である。
- 4 本県中学校教職員の超過勤務の要因は、約45%が部活動指導であることから国の部活動指導員配置支援事業を活用して、教職員の部活動指導の緩和や部活動指導に不安を抱える教職員の負担軽減を図っている。  
しかしながら、市町においては、厳しい財政状況の中、国の財政支援について見通しが不透明であることなどから、部活動指導員の配置が進んでいない状況である。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況

スクールカウンセラー配置校率（R4年度）

1校あたりの平均配置時間数（週）（R3年度） 単位：時間

	小学校	中学校
学校数（A）	312	168
配置学校数（B）	148	142
配置率（B）／（A）	47.4%	84.5%

	小学校・中学校
スクールカウンセラー	2.0
スクールソーシャルワーカー	1.0

※国の基準：3～4時間

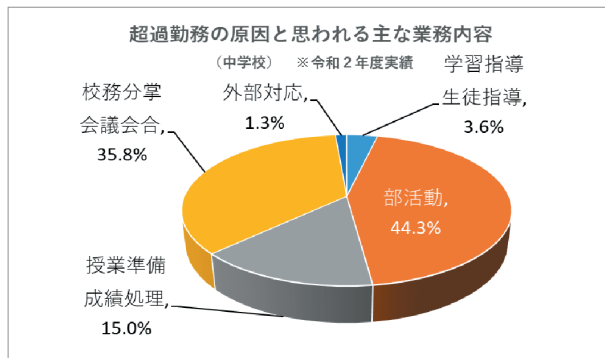
○県立特別支援学校における医療的ケア看護職員の配置状況

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3
医療的ケア看護職員配置人数	13	13	13	16	21	21
医療的ケアを必要とする児童生徒数	98	107	114	107	116	120

○特別支援教育支援員配置状況（市町立幼・小・中学校、県立高等学校）

区分	配置校（園）数					配置人数				
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
H29	19	269	115	5	408	38	426	147	5	616
H30	21	275	106	7	409	43	460	139	7	649
R1	19	267	108	8	402	44	476	139	8	667
R2	11	263	103	8	385	31	485	138	9	663
R3	9	263	107	9	388	29	481	146	9	665

○超過勤務の原因と思われる主な業務



○部活動指導員配置状況（県内全21市町）

	R1	R2	R3
配置検討市町数	3	9	6
配置市町数	1	2	3
配置人数	4	7	10

【提案・要望実現の効果】

- 専門スタッフや外部人材の配置に係る財政支援の充実が図られることで、多様な児童生徒へのきめ細かな支援や教職員の負担軽減など、社会状況の変化に対応した学校運営が可能となる。また、教職員の働き方が見直され、教職員による効果的な教育活動が行われるようになる。
- 専門的知識や技術を有する新たな職種の定数化により、専門性の高い人材の安定した人材確保が可能となり、各自治体の実情に応じた継続的な指導・支援につながる。また、離島や過疎地域など県内のどこに住んでいても適切な支援が受けられる体制を整備することができる。

## 70 公立学校施設の整備促進について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設である。児童生徒等の安全を確保し、地域の実情に応じて計画的に公立学校施設の整備が促進されるよう、以下の施策の充実を図ること

- 1 公立学校施設の整備に係る必要な財源を当初予算で確保すること
- 2 設置者が計画した事業が円滑に実施できるよう、補助要件の緩和や特に実情に即した補助単価の引上げを図ること
- 3 特別支援学校の教室不足に対応するため、学校施設環境改善交付金の算定割合（補助率）の嵩上げ期間を延長すること

### 【本県の現状・課題等】

公立小中学校の学校施設については、建築後25年以上経過した建物が全体で約87%を占めるなど老朽化が著しく進行しており、改築や長寿命化改修等の対策が急務となっている。

各設置者は、早急に老朽化対策を行いたいところであるが、長寿命化事業の対象となる工事が棟全体（内部・外部共）であることや、予防改修事業が内部改修を対象としていないこともあり、国庫補助の活用が難しい状況である。

また、学校施設のバリアフリー化を進め、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるようインクルーシブな環境の整備が必要である。

さらに、補助単価と実勢単価に乖離が生じている事業もあるため、各設置者の負担が大きい状況である。

特別支援学校においては、近年、小中学部に在籍する知的障害のある児童生徒の増加が顕著であり、新たに公布された「特別支援学校設置基準」を踏まえ教室不足対策に取り組んでいるが、計画から工事完了まで年数を要するため、令和6年度までの嵩上げ期間内では工事完了できない計画もあり、設置者の負担が大きくなる。

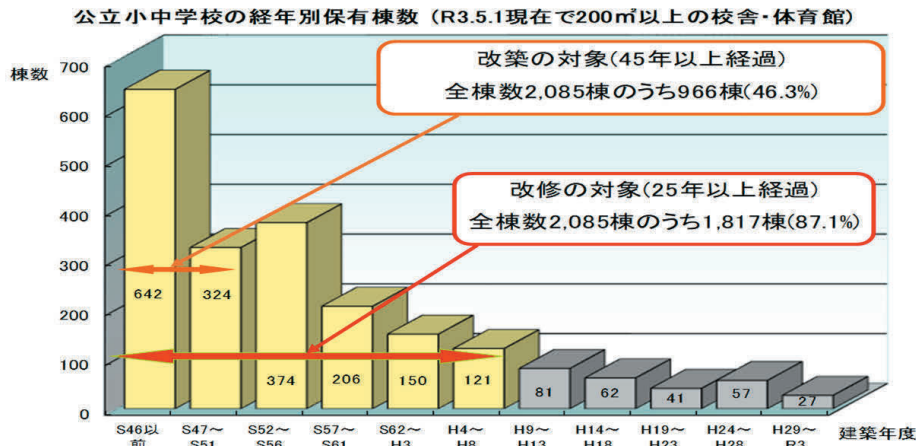
#### （本県の取組）

本県では、「公立学校施設に係る個別施設計画」を令和2年度に策定し、学校施設の整備内容や時期、費用等を中長期的な視点に立ち、国の予算を活用しながら、各種事業を進めているところである。

また、市町教育委員会を対象とした研修会において、施設整備に関する国の助成制度の周知や、各市町が抱える課題を共有する場を設けるなど、学校施設整備が円滑に進むよう取り組んでいる。

さらに、本県の障害のある子どもの教育の更なる充実に向けて、令和3年度に「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、その方向性を踏まえ施策を具体化するための実施計画の中で、教室不足の解消に向けて取組を進めているところである。





事業規模と予算額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額 (A)	1,771	2,050	2,000
当初予算	(1,165)	(688)	(688)
通常分	(695)	(688)	(688)
国土強靱化関連	(470)	—	—
前年度補正予算	(606)	(1,362)	(1,312)
地方自治体の事業計画額 (B)	2,323	1,295	2,352
予算額との差 (A) - (B)	△ 552	755	△ 352

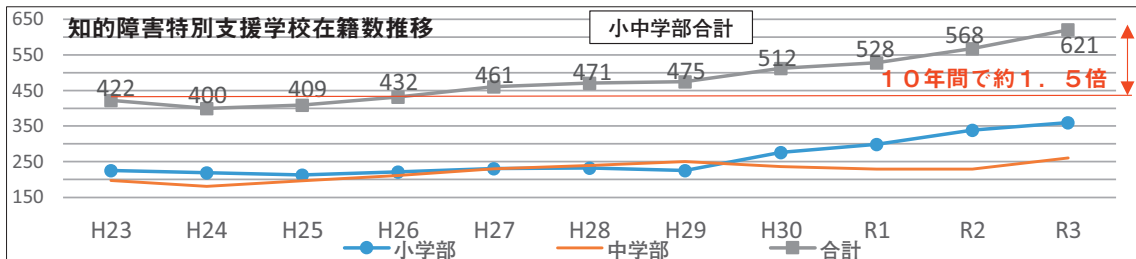
※令和3年度の「前年度補正予算」には、国土強靱化関連予算1,305億円を含む

本県における国の建築単価の推移

事業区分	建物区分	構造	R2		R3		R4	
			建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比
小中学校 幼稚園	校舎	R・W	197,300	+18,100	208,500	+11,200	229,900	+21,400

校舎 (R造) 改築の実例  
(R2年度実施事業)  
(円/㎡)

	校舎 (R造)
補助単価 (A)	212,100
実施単価 (B)	281,014
差額 (A) - (B)	△ 68,914



## 【提案・要望実現の効果】

### (項目1)

学校施設の整備に必要な財源を当初予算で確保することにより、老朽化対策や耐震化事業、防災機能強化事業のほか、学級編制基準の引下げに対応するための改修事業など、教育環境の改善を図る各種事業について、設置者の整備計画どおりに取り組むことができるとともに、将来を担う子どもたちへの安全・安心で快適な教育環境の提供や災害時における避難所としての利用が可能となる。

### (項目2)

補助要件の緩和や補助単価を引上げることで、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られる。

### (項目3)

学校施設環境改善交付金による更なる財政措置の充実により、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組が推進される。

# 71 公立学校におけるICT環境整備に係る財源措置の充実について

【文部科学省】

## 【提案・要望】

教育のICT化に向けた環境整備のための国の財政支援措置について、令和5年度以降も継続的な措置を講じること

あわせて、AIDRILなどのソフトウェア導入に係る経費についても財政措置を講じること

## 【本県の現状・課題等】

＜公立学校におけるICT環境整備について＞

本県においては、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022）」等を活用し、ICT環境を整備してきた。

学習者用端末については、県立中学校と特別支援学校の小・中学部は令和2年度に、市町立小・中学校及び県立高校は令和3年度に、1人1台の学習者用PC端末の整備が完了した。また、令和2年度の段階では、教員の校務用コンピュータ整備率145.9%、普通教室の大型提示装置の整備率79.2%と着実に整備を進めているところである。

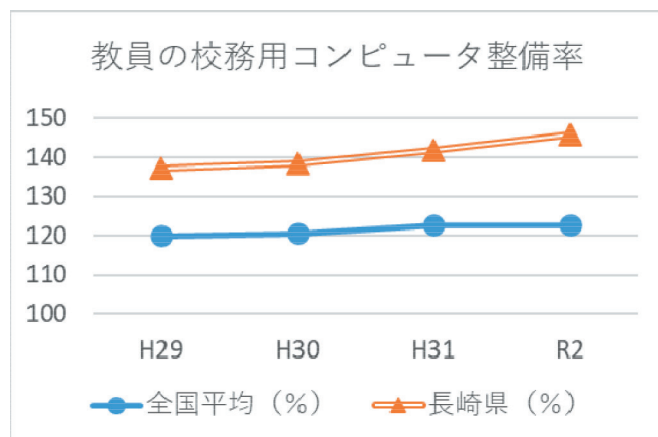
これらの機器は、今後、故障による修繕や保守管理等の機器の維持に係る経費の増加も見込まれることから、更新費用も含め、継続的な財政支援が必要である。

さらに、GIGAスクール構想により重要性が増しているICT支援員の配置や、教員の働き方改革を推進する統合型校務支援システムの整備についても、各市町の実態に応じて取組を進めているところであり、今後も継続した財政支援が必要である。

あわせて、個別最適な学びを充実させ、すべての子供たちの資質・能力を育成するためには、AIDRIL等のソフトウェアの活用が有効であるが、各自治体の財政等により、整備に格差が生じていくことが懸念されるため、国による財政措置が必要である。

については、令和5年度以降もICT環境の維持・整備に係る継続的な措置及び拡充が必要である。

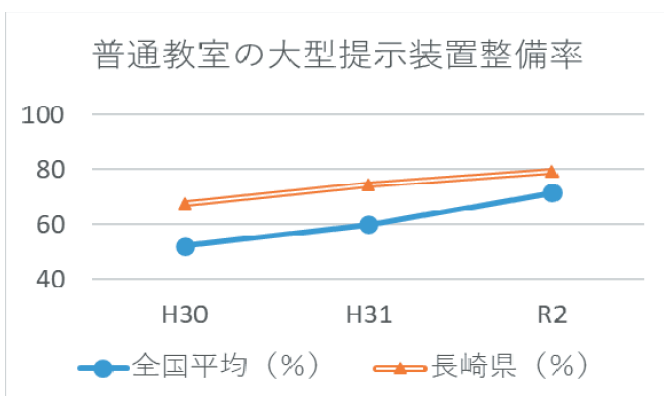
### ○教員の校務用コンピュータ整備率の推移



	H29	H30	H31	R2
全国平均 (%)	120.0	120.5	122.8	122.7
長崎県 (%)	137.3	138.6	141.9	145.9
順位	4	5	3	2

公立小・中・高・特別支援学校の数値

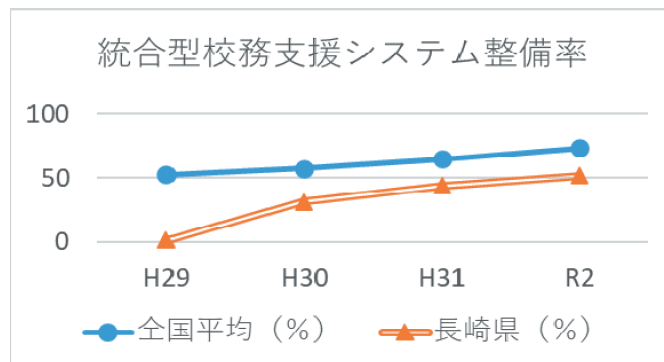
### ○大型提示装置整備率の推移



	H30	H31	R2
全国平均 (%)	52.2	60	71.6
長崎県 (%)	67.7	74.4	79.2
順位	7	8	16

公立小・中・高・特別支援学校の数値

### ○統合型校務支援システム整備率の推移



	H29	H30	H31	R2
全国平均 (%)	52.5	57.5	64.8	73.5
長崎県 (%)	1.4	31.3	44.0	51.6
順位	47	35	35	36

公立小・中・高・特別支援学校の数値

### ○A Iドリルの導入状況（令和4年1月時点）

導入済自治体数
15 / 21

### 【提案・要望実現の効果】

I C T環境整備に係る財政措置により、I C Tを活用した教育が充実するとともに、学校における働き方改革を推進することができる。



## 72 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について

【文部科学省、内閣官房、国土交通省】

### 【提案・要望】

本県に所在する2つの世界遺産について、登録後の保存管理など将来への継承に向けて、専門的見地からの技術的支援及び財政的支援を行うこと

さらに、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」は、その保存管理が困難なことから、特段の支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

「潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」については、今後、将来にわたって世界遺産を継承する責務を果たしていくため、その保存管理にかかる専門的見地からの国の技術的及び財政的支援が必要である。

特に、「潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産委員会決議に示された遺産影響評価の実施等の勧告事項などに適切に対応していくことが重要であることから、引き続き、国の積極的な支援が必要である。

また、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである「端島炭坑」については、日々風化が進行する世界に類例のない資産となっている。特に、コンクリート建造物の劣化は著しく、倒壊・崩壊が進行しており、今のところ恒久的に保存する工法は確立されていない。

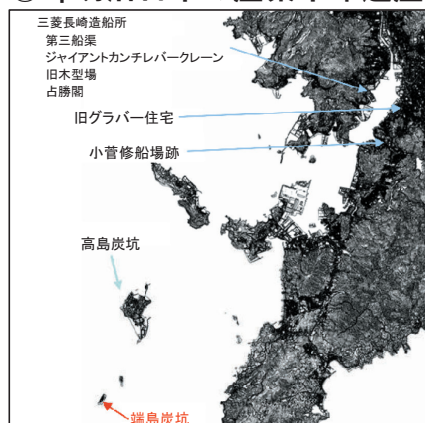
長崎市においては、平成30年度から3期30年間にわたる具体的な保存管理・整備活用についての計画に基づき、遺構の保存整備に一部着手しており、令和3年度からは護岸整備も開始したところであるが、その実現は技術的にも難しく、経費も多額になるなど多くの課題があり、県市レベルでは対応が困難である。このようなことから、端島炭坑跡の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援や、財政的支援が必要である。

#### (本県の取組)

「潜伏キリシタン関連遺産」については、関係県市町連携の下、世界遺産委員会決議に示された勧告事項等への対応を適切に進めることができるよう、国の指導をいただきながら取り組んでいる。

また、端島炭坑跡については、長崎市が設置する専門家の委員会（高島炭鉱整備活用委員会）などに国の関係者に参加いただくほか、本県も参加して、具体的な工法等の検討を進めている。

### ○ 「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



平成26年



平成29年

コンクリート建造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

## ○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産

- ①原城跡(南島原市)
- ②平戸の聖地と集落  
(春日集落と安満岳)(平戸市)
- ③平戸の聖地と集落  
(中江ノ島)(平戸市)
- ④天草の崎津集落(天草市)
- ⑤外海の出津集落(長崎市)
- ⑥外海の大野集落(長崎市)
- ⑦黒島の集落(佐世保市)
- ⑧野崎島の集落跡(小値賀町)
- ⑨頭ヶ島の集落(新上五島町)
- ⑩久賀島の集落(五島市)
- ⑪奈留島の江上集落  
(江上天主堂とその周辺)(五島市)
- ⑫大浦天主堂(長崎市)



大雨で法面が崩落した原城跡



重要文化的景観として追加選定された奈留島の江上集落

### 【提案・要望実現の効果】

本県に所在する2つの世界遺産である「潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の多くが、人口流出や高齢化が進む離島・半島地域に点在しているため、その世界遺産登録の効果は、まさに離島・半島振興の核となるものであり、構成資産の保全をしっかりと図りながらその効果を地域活性化の取組につなげていきたい。



## 73 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存と活用について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

ユネスコ「世界の記憶」に登録されている「朝鮮通信使に関する記録」や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」を構成する資料である重要文化財「対馬宗家関係資料」は近世日韓交流史を記録した我が国唯一の資料群であり、その保存と活用を通して、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与することが期待されることから、以下について、財政的・技術的支援を充実すること

- 1 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復を促進するため、国の補助金の嵩上げ等の財政的支援を充実すること
- 2 県と対馬市が整備した対馬博物館における重要文化財の展示・収蔵環境や資料修復のあり方について技術的支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

「対馬宗家関係資料」は、日記類、絵図類、典籍類、印章、衣裳等多岐にわたる種別で、かつ膨大な資料で構成され、そのうち約5万2千点の資料が重要文化財に指定されている。

しかしながら、虫喰い等による資料の損傷が著しいものが多数散見されるため、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているが、本県の厳しい財政状況では修復が進まない現状にある。

修復が遅れるほど資料の劣化も進み、修復経費がさらに嵩むことが見込まれ、修復を促進するためには、国の補助率の嵩上げ等の財政的支援が必要である。

また、資料の適切な保存・活用を図るためには、県と市が整備した対馬博物館の適切な展示・収蔵環境や資料修復のあり方についての学術的・専門的な助言等が重要であり、国の技術的支援が必要である。

(本県の取組)

#### ○「対馬宗家関係資料」修復の特異性

「対馬宗家関係資料」は、資料の損傷度に応じて、専門業者委託による修復と、職員によるメンテナンス作業（簡易補修）を行っている。

#### ○対馬博物館における資料展示

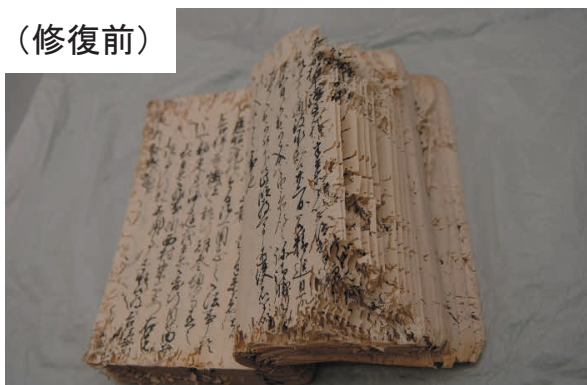
対馬博物館では、展示テーマとして「韓国との交流の歴史」を挙げており、対馬独自の歴史資料である「対馬宗家関係資料」を展示することとしている。特に県の対馬歴史研究センターにおいて修復した資料等を展示することで、より多くの方への周知の機会を増やしていくこととしている。

#### ○ユネスコ「世界の記憶」と日本遺産の活用

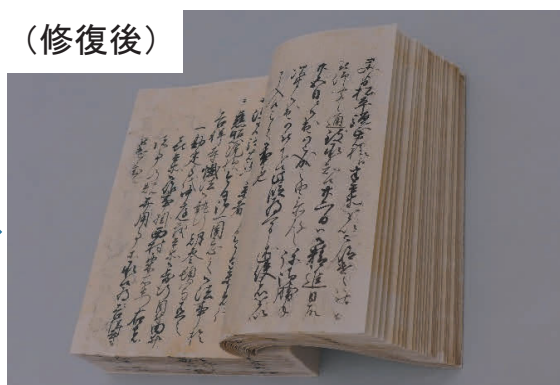
平成27年度に「国境の島～壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」が日本遺産に認定されるとともに、平成29年度には「朝鮮通信使に関する記憶」がユネスコ「世界の記憶」に登録され、「対馬宗家関係資料」はいずれの構成資料にも含まれていることから、今後、公開活用による交流人口の拡大や地域の活性化につなげる取組を推進する。



(修復前)



(修復後)



◆修復が必要な「対馬宗家関係資料」



(イメージ図)

◆対馬博物館での活用



◆「朝鮮通信使絵巻」

【提案・要望実現の効果】

朝鮮との外交・貿易を担ってきた対馬藩の藩政記録である「対馬宗家関係資料」は、近世日韓交流史を記録した我が国唯一の貴重かつ膨大な量の資料群であることから、日韓の研究者等の注目を集めている。

調査・研究が進むことにより、日韓交流の歴史的事実の新たな発見等も期待されるとともに日韓共同の調査・研究を通して、日韓のさらなる友好交流にも寄与することができる。

また、資料の展示・収蔵機能が強化され、適切な保存・活用を図ることにより、調査・研究が促進されるとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながる。

## 74 県民の安全・安心を確保するための地方警察官の増員について

【警察庁】

### 【提案・要望】

治安上の課題に的確に対処するため、地方警察官を増員すること

### 【本県の現状・課題等】

本県は朝鮮半島や中国大陸に相対する位置にあり、多くの有人国境離島及び北海道に次ぐ長さの海岸線を有するという地理的特殊性がある中、各種課題に的確に対応し、県民の安全・安心を確保するためには人的基盤の整備が不可欠である。

#### 1 特定複合観光施設（IR）整備に伴う諸課題

本県は、IR区域整備計画の認定申請を国に対して行っており、令和4年度中に認定された場合には、整備に向けて県内情勢が大きく変化し始めると認められ、新たな社会情勢に対応していくためには、治安対策を強力に推進していく必要がある。

#### 2 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題

##### (1) 人身安全関連事案対処体制の強化

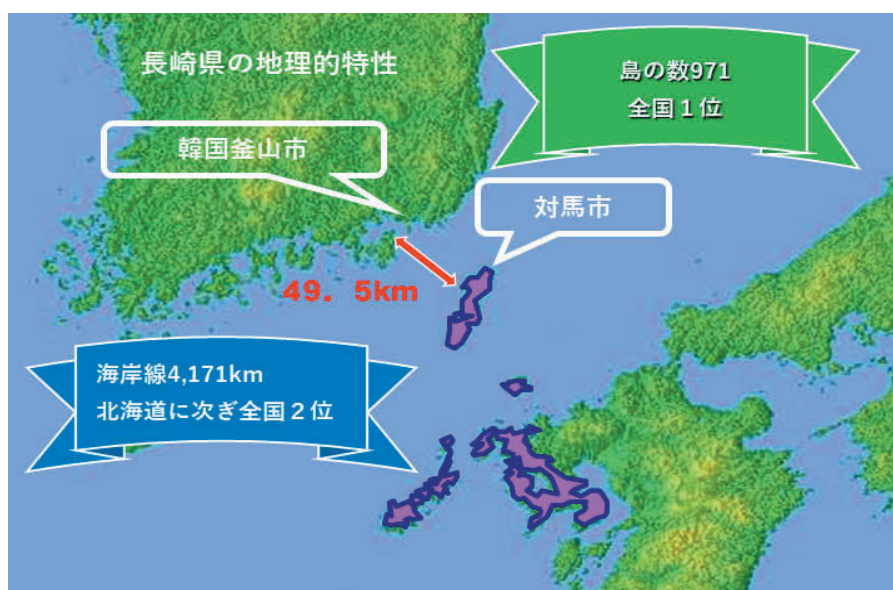
ストーカー、DV、児童虐待事案の認知件数が高止まりにある中、これら事案に迅速かつ的確に対応し、殺人事件等の凶悪事件を未然に防止するためには、対処体制を更に強化していく必要がある。

##### (2) サイバー空間・経済安全保障上の脅威への対策

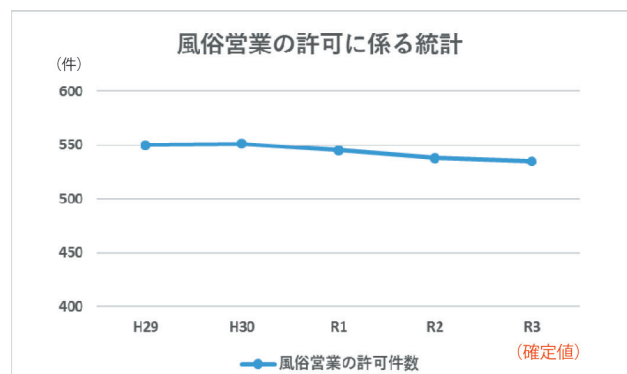
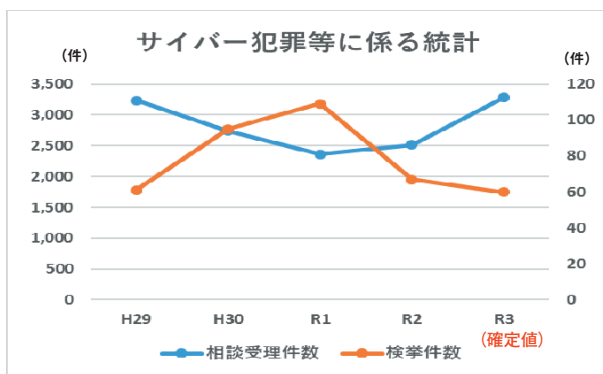
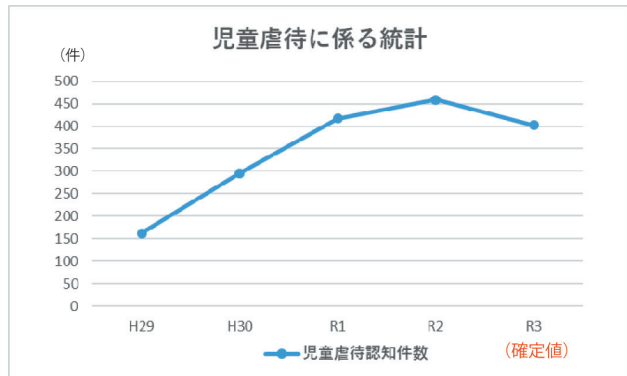
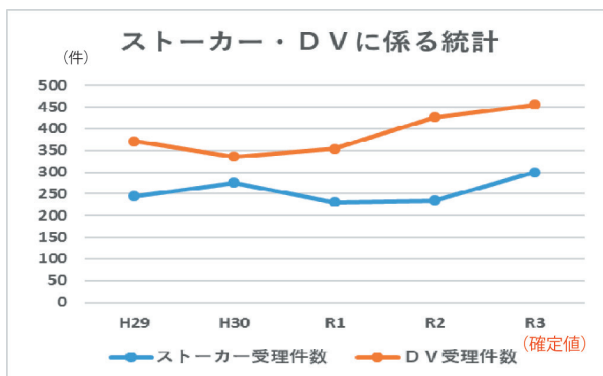
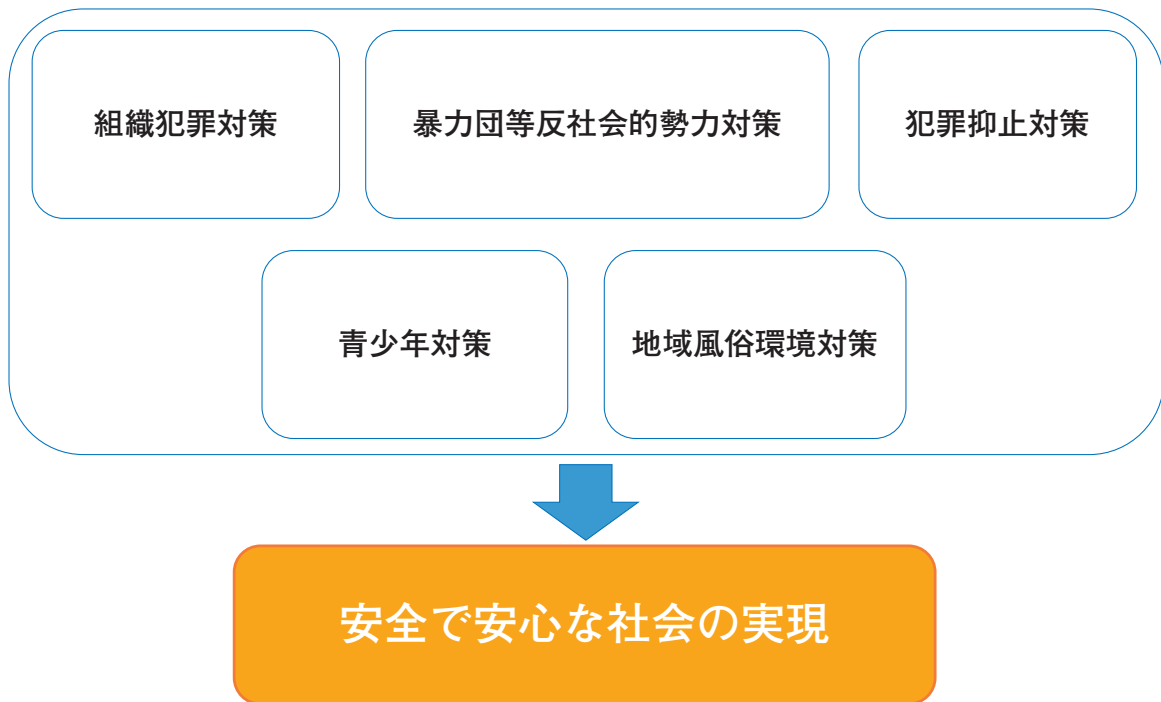
社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、サイバー空間・経済安全保障上の脅威に先制的かつ能動的に対処するため、警察における組織基盤の更なる強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進する必要がある。

#### 3 風俗環境浄化への対策

観光立県を目指す本県においては、風俗環境浄化対策を強化しているところ、風俗営業許可取扱件数は高い水準で推移しているが、無許可営業店による違法行為が環境浄化の阻害要因となっていることから、取締り体制を強化していく必要がある。



## I R整備に伴う治安対策



### 【提案・要望実現の効果】

警察官を増員することにより、「I R整備に係る治安対策の強化」、「人身安全関連事案、サイバー空間・経済安全保障上の脅威に対処するための体制強化」、「歓楽街における風俗環境浄化対策の強化」などが図られ、治安上の課題に迅速かつ的確に対処し、全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。